

JMRC中部モータースポーツ互助会規約

第1条 目的

JAF中部地域クラブ協議会(以下JMRC中部という)は2012年1月7日に制定されたラリー互助会を発展的に解消し、ラリー競技会及びジムカーナ、ダートトライアル競技会(以下スピード競技)等の振興のため、競技参加者の各種負担軽減を目的とする相互扶助制度を設ける。

第2条 名称

JMRC中部モータースポーツ互助会(以下互助会といふ)とする。

第3条 構成

1. この互助会は、2015年11月30日現在保有するJMRC中部ラリー互助会の積立金を資産とする。
2. 互助会の積み立ては互助会加入金、寄付金等をもってそれに充てるものとする。

第4条 対象者

1. ラリー競技会及びスピード競技に参加するドライバーが、JMRC中部に加盟するクラブの所属員で30日以上の所属実績があること。
2. ラリー競技会及びスピード競技に参加するドライバーがJMRC中部事務局に当該年度の所属員として登録申請されており当該クラブ、団体での活動に実態があること。
3. JMRC中部正会員、賛助会員が主催する走行会や練習会で事前にJMRC中部の承認を得られた大会に参加するドライバー。
4. そのほかJMRC中部が認めた者。

第5条 互助会への加入

1. 互助会に加入する場合は以下の3つのタイプから選択して加入するものとする。

(1)ラリータイプ

各自、ラリー専用の振込用紙にて5,000円の会費(1大会毎の掛け捨て)を郵便局にて大会日以前に確実に振込みすること。また、大会公式参加受付時にその領収書を提示すること。

(2)スピード競技タイプ

スピード競技の場合、スピード競技専用の振り込み用紙にて3,000円の会費(1年間の掛け捨て)を郵便局にて大会日以前に確実に振込みすること。(注1)

ただし年度内に給付を受けたものは新たに給付を受けられないものとする。(注2)

注1:振込み日以前の大会分は無効 注2:再度加入申し込みをした場合は給付を受けられる

(3)イベントタイプ

JMRC中部正会員、賛助会員が主催する走行会や練習会の場合、主催者は参加者1名当たり300円の会費(1大会ごとの掛け捨て)を郵便局にて大会日以前に確実に振込むとともに事務局あてに指定の参加者名簿をFAX、電子メールにて送付すること。

2. 重複して加入した場合や資格が無い者が加入した場合でも連絡や返金を行わないものとする。

第6条 対象期間

ラリータイプおよびイベント主催タイプの場合は該当する競技会の開催期間としスピード競技タイプの場合は加入日から当該年度12月31日までとする。

第7条 適用競技会等

1. ラリータイプの場合はJMRC中部チャンピオンシリーズ、チャレンジシリーズ、その他JMRC中部が認めた競技会とする。
2. スピード競技タイプの場合は以下の競技会全戦を対象とする。
 - (1)JMRC中部ジムカーナ、ダートトライアル選手権(通称チャンピオン戦、ミドル戦)全戦
 - (2)JMRC全国オールスターJGMカーナ・ダートトライアル
 - (3)JMRC西日本ジムカーナフェスティバル・ダートトライアルフェスティバル
3. イベントタイプの場合はJMRC中部正会員、賛助会員が主催する走行会や練習会でJMRC中部が認めたイベントを対象とする

第8条 補償内容(対人)

■ラリータイプの場合

当該競技中(レッキを含む)に発生した、クルーが加害者となる対人身事故(死亡事故)に対して、1事故500万円を限度として、見舞金を給付する。ただし、当該事故について、別途任意保険等から補償を受ける場合、本互助会の重複給付は行わない。

■スピード競技タイプの場合

当該競技中(公開練習を含む)に発生した、ドライバーが加害者となる対人身事故(死亡事故)に対して、

1事故500万円を限度として、見舞金を給付する。ただし、当該事故について、別途任意保険等から補償を受ける場合、本互助会の重複給付は行わない。

■イベントタイプの場合

イベントに参加ドライバー本人の人身事故(死亡事故)に対して1事故500万円を限度として、見舞金を給付する。また、事故により連續7日間以上入院したとき、1日目から180日の範囲内で1日当たり3,000円の見舞金を給付する。ただし、当該事故について、別途任意保険等から補償を受ける場合、本互助会の重複給付は行わない。

第9条 補償内容(対物)

■ラリータイプの場合

当該ラリー競技に発生した、クルーが加害者となる対物損事故に対して、1事故200万円(免責10万円)を限度として、見舞金を給付する。ただし、当該競技に参加する他の競技車両との対物損事故については対象外とする。また、当該事故について、別途任意保険等から補償を受ける場合、本互助会の重複給付は行わない。

■スピード競技タイプの場合

当該競技中(公開練習を含む)ドライバー本人が加害者となる対物損事故に対して、1事故10万円(免責3万円)を限度として、見舞金を給付する。ただし、当該競技に参加する他の競技車両との対物損事故については対象外とする。

また、当該事故について、別途任意保険等から補償を受ける場合、本互助会の重複給付は行わない。

なお上記のほかにクラッシュ、転倒などにより明らかに自走不能状態に陥った場合(整備不良が原因となるもの及びエンジントラブル・駆動系トラブル等の故障を除く)は3万円を限度に給付する(免責なし、前項と重複給付可)

■イベントタイプの場合

JMRC中部正会員、賛助会員が主催する走行会や練習会では対物の補償は行わないものとする。

第10条 事故報告

事故報告はドライバー本人が事故発生後速やかにJMRC中部事務局宛に行うこと。原則として30日以内に適切な事故報告が行われない場合、給付を行わない場合がある。

事故報告書(発生時の現場詳細図および発生状況説明書)および適正な方法で作成された見積書をJMR C中部事務局に提出すること。ドライバーが報告できない場合は、大会主催者または所属するクラブ員が行うこと。

第11条 給付

1. 事故報告書を基に発生状況を調査の上、運営委員会の審議結果が前項報告者に通知され、運営委員会で給付の承認がされた場合、支払済みの領収書原本をJMRC中部事務局に提出後ドライバーに銀行振り込みにて給付されるものとする。
2. 見舞金給付後、請求に不正が発覚した場合は見舞金の返還を求めることができる。
3. 不正が悪質と認められる場合、JMRC中部は互助会加入資格取消などを行うことができる。

第12条 管理

1. 本互助会の会計はJMRC中部運営委員会によって管理される。
2. JMRC中部は本互助会の積立額が低額の場合、見舞金給付に備えて各種基金等より1000万円を上限に見舞金給付引当金を予算計上するものとする。
3. 本互助会は積立金額を上回る給付が発生した場合、JMRC中部の見舞金給付引当金の範囲内で無利息にて借り入れを行い給付することができるものとする。ただし公的セーフティネットに入っていないため、見舞金給付金額が互助会積立金またはJMRC中部見舞金給付引当金額を上回った場合は給付できないことを予め承知しなければならない。
4. 本規約の改定は、クラブ・団体代表者会議において過半数の賛成を必要とする。
5. JMRC中部は本互助会に対する債権を放棄して本互助会を解散することができる。

第13条 本規約の施行

本規約は2016年1月1日より施行する。

制定 2015年7月20日
施行 2016年1月 1日
改定 2016年1月 9日